第8章 環境影響の総合的な評価

# 第8章 環境影響の総合的な評価

小柴貯油施設は、横浜市金沢区東部に位置する米軍基地の跡地であり、戦前、旧日本軍により 艦船燃料の貯蔵基地として建設され、戦後は米軍に航空機燃料の備蓄基地として使用されていま したが、平成17年12月に返還されました。

横浜市では、市民の皆様の意見を聴きながら、当該敷地内の豊かな自然を保全し、市民のレクリエーションの場として活用できるよう、広域公園として整備する計画としました。

本事業の実施に当たっては、横浜市環境管理計画等に沿って適切な環境保全措置を講じ、環境保全に万全を期す計画とします。

本事業の実施に伴い、「横浜市環境影響評価技術指針」に基づき、事業の内容及び地域の特性を 勘案して環境影響評価項目を選定し、環境影響評価を行った結果を表 8.1(1)~(8)に示します。各 評価項目とも適切な環境保全措置を講じることにより、環境保全目標を満足すると考えます。

### 表8.1(1) 環境影響評価の結果

部心	価項目	評価
	動物	【工事中】
生物多様性	<b>男</b> 儿·20	本事業の実施にあたっては、既存の樹林は保全していく計画となっており、改変を最小限とするため、工事中においても変わらず利用できる状態が維持されます。また、草地環境についても、事業の実施にあたって一部を改変しますが造成の範囲は限られています。さらに、整備は段階的に行う計画となっているため、工事中においても工事が実施されている工区以外の草地は利用できる状況が維持されます。これらのことより、概ねの動物種の生息環境及び生息状況の変化は小さいと予測されます。また、生息環境の改変が予想される種についても、新たな生育・生息環境の創出や早期の緑化といった保全のための措置を行う予定となっているため、影響の低減及び回避ができると考えられます。このように、予測結果を踏まえ、工事中において、環境の保全のための措置を講じるため、環境保全目標「注目すべき動物種等の動物相及びその生息環境への影響を最小限に留めること。」は達成されるものと考えます。
		【供用時】 本事業の実施にあたっては、既存の樹林及び注目すべき種の主な生息環境となっている草地は保全していく計画となっており、改変を最小限とします。また、公園として供用するにあたり、計画地内の一部を改変する予定となっていますが、造成の範囲は限られています。さらに、整備は段階的に行うため、工事が終了した工区から植生が復元して動物種の生息環境も順次回復していくものと考えられます。 また、保全した環境が継続するよう適切な維持管理を行うことや、カラス類や外来種等が増加しないための適切なごみの処理の計画といった、保全のための措置を行う予定であるため、影響の低減及び回避ができるものと考えます。 このように、予測結果を踏まえ、供用時において環境の保全のための措置を講じるため、環境保全目標「注目すべき動物種等の動物相及びその生息環境への影響を最小限に留めること。」は達成されるものと考えます。
		【工事中】 本事業の実施にあたっては、既存の地形や樹林地は活かしながら、公園利用に必要な範囲において造成を行う計画です。このため、工事中において造成等土地の改変を行う箇所を除き、生育が確認されている植物相及びその生育環境は、概ね維持されるものと考えます。また、土地の改変により生育箇所が改変される注目すべき種については、移植可能なものについて、移植による保全を図るなど植物の生育への影響に配慮します。このように、予測結果を踏まえ、工事中において、環境保全のための措置を講じていくため、環境保全目標「植物相の生育環境への影響を最小限に留め、植物相や植生の多様性を維持または回復すること。」は達成されるものと考えます。

		表8.1(2) 環境影響評価の結果
評化	西項目	評価
生物多様性	植物	【工事中】 本事業の実施にあたっては、既存の地形や樹林地は活かしながら、公園利用に必要な範囲において造成を行う計画です。このため、工事中において造成等土地の改変を行う箇所を除き、生育が確認されている植物相及びその生育環境は、概ね維持されるものと考えます。 また、土地の改変により生育箇所が改変される注目すべき種については、移植可能なものについて、移植による保全を図るなど植物の生育への影響に配慮します。 このように、予測結果を踏まえ、工事中において、環境保全のための措置を講じていくため、環境保全目標「植物相の生育環境への影響を最小限に留め、植物相や植生の多様性を維持または回復すること。」は達成されるものと考えます。
		【供用時】 本事業の実施にあたっては、既存の地形や樹林地を活かしながら、公園利用に必要な範囲において造成を行う計画であるため、供用後においても、現況の植生を保全するエリアにおいては、植物及びその生育環境は維持されるものと予測します。 新たに植樹による森の再生を行う箇所においては、植樹後は時間の経過とともに新たな樹林地として形成していくものと考えます。 また、移植した注目種、復元した植栽、既存樹林や大径木等に対する適切な管理及び、クズ等の繁茂により公園の管理運営等に支障がある場合にも、適宜、管理を行い、良好な景観の保全と
	生態系	樹木の育成に配慮します。 さらに、植物及びその生育環境を維持するために、注目すべき種の持ち去りへの対策や、許可のない新たな植物の植え付けへの対策を実施します。 このように、予測結果を踏まえ、供用後において、環境保全のための措置を講じていくため、 環境保全目標「植物相の生育環境への影響を最小限に留め、植物相や植生の多様性を維持または 回復すること。」は達成されるものと考えます。
	生態水	本事業では、既存の地形や樹林地を保全することにより、「樹林地」や「水域」といった環境類型の変化を最小限にとどまるよう計画しています。「草地」についても、一部改変が計画されていますが、生物の生息環境としての草地環境を確保し、保全するとともに、段階的な整備が行われることから、生息域の分断もほとんど生じず改変後の復元も順次進んでいくと考えられます。また、計画地周辺の緑地との緑の連続性も維持され、移動性の生物の生息域の繋がりも保たれるものと考えます。さらに、計画地内に新たに水辺環境を整備することにより、動植物の生息・生育環境の再生及び拡大を図るほか、復元する樹林地については、森づくりの活動によって適切に管理された環境となることから、林床や林縁は草地環境に配慮された樹林になると考えます。このように、計画地及びその周辺における環境類型区分や動植物の生息・生育環境は維持・保全され、また、食物連鎖関係の改変も少ないと考えられることから、生物多様性の状況も変化は小さいか現在と同程度となると考えます。以上のことから、環境保全目標である「地域の生物多様性に係る影響を最小限にとどめること。」は達成されるものと考えます。
		【供用時】 本計画では、既存の地形や樹林地を保全することにより、「樹林地」や「水域」といった環境類型の変化が最小限にとどまるよう計画しています。「草地」についても、一部改変が計画されていますが、生物の生息環境としての草地環境を確保し、保全するとともに、段階的な整備が行われることから、生息域の分断もほとんど生じず改変後の復元も順次進んでいくと考えます。また、計画地周辺の緑地との緑の連続性も維持され、移動性の生物の生息域の繋がりも保たれるものと考えます。さらに、計画地内に新たな水辺環境を整備することにより、動植物の生息・生育環境の再生及び拡大を図るほか、復元する樹林地については、森づくりの活動によって適切に管理された環境となることから、林床や林縁は草地環境に配慮された樹林になると考えます。これらに加えて、計画地が公園として公開された際、許可なく動物が放逐・放流あるいは植物が植え付けられる事など、外部からの持ち込みによる生物多様性への影響が懸念されるため、柵の設置や市民ボランティア等と連携した啓発活動などの対応策を実施することとします。以上のことから、環境保全目標である「地域の生物多様性に係る影響を最小限にとどめること。」は達成されるよりに表されて

は達成されるものと考えます。

#### 表8.1(3) 環境影響評価の結果

	表8.I(3) 環境影響評価の結果
評価項目	評価
水循環	【工事中】 本事業では、既存の地形や樹林地などを活かしながら、施設整備やタンク処理、バリアフリー動線の確保など、公園利用に必要な整備を行う計画であり、3期にわたる工事期間ともに地下水の涵養に影響を与える大規模な土地の改変は行いません。 また、計画地東側の斜面部における切土は地表面から最大5m程度であり、地下水位が地盤面(G.L)-10m より深いと推察されており、地下水位より深くまでの地形の改変は行わない計画です。 以上のように、計画段階から湧水保全のための措置を講じていくことから、環境保全目標である「湧水の分布及び流量の変化を最小限とすること。」は達成されるものと考えます。
	【供用時】 本事業では、公園管理や活動の拠点となる施設については、公営上水道、公共下水道を利用する計画であり、湧水及び地下水に影響を与えない水利用・排水を行う計画であることから、本事業の供用に伴う湧水・地下水の水質の変化は回避されると予測します。また、井戸により揚水し使用する地下水は、農業体験など限られた用途での利用を想定しています。井戸の設置にあたっては、地質等の調査を踏まえ、湧水への影響がないよう適切な深度で掘削し揚水する計画であるため、地下水脈の流況に対する影響を軽減できるものと予測します。 さらに、計画地内の整備については可能な限り透水性舗装を採用するなど、計画段階から環境保全のための措置を講じていきます。 以上のことから、環境保全目標である「湧水の流量及び性状の変化を最小限とすること。」は達成されるものと考えます。
廃棄物・建設発生土	【工事中】 既存構造物等の撤去に伴い産業廃棄物が約17,091t 発生すると予測しますが、再資源化や産業廃棄物の縮減等による減量化により、最終処分量は約216tと予測します。 なお、既存構造物等に石綿を含有する可能性のある建材の使用が確認されていることから、解体した産業廃棄物の処理に当たっては、必要に応じて関係法令等に基づき届出等を行い、適正に処理をします。 計画施設の新築に伴い発生する産業廃棄物は約53.83tとなり、再資源化や産業廃棄物の縮減等による減量化により、最終処分量は約9.46tと予測します。 本工事により発生する産業廃棄物は、不要な梱包を控えるなど産業廃棄物の発生抑制を図るとともに、廃棄にあたっては分別し、再資源化や再生利用など減量化を行います。 このように、工事中には、産業廃棄物の発生抑制や再資源化に向けた環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「発生する廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用、並びにこれらの適正な処理が行われること。」は達成できるものと考えます。。
	【供用時】 公園の供用に伴い一般廃棄物は、燃やすごみや生ごみ等が年間約 218 t 発生すると予測し、産業廃棄物は、年間約 22 m <sup>3</sup> 発生すると予測します。 公園の供用後は、園内で発生する剪定枝や刈草等の資源化を図るとともに、発生した廃棄物については適正に処分します。 また、公園利用者に対し、廃棄物の発生抑制及び分別について周知を図ります。 このように、供用時に廃棄物の資源化及び適正処理に向けた環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「発生する廃棄物の適正な処理が行われること。」は達成できるものと考えます。

	表8.1(4) 環境影響評価の結果
評価項目	評価
大気質	【工事中】 ア)建設機械の稼働 建設機械の稼働に伴う大気質への影響濃度は、二酸化窒素で 0.00041ppm、浮遊粒子状物質で 0.000026mg/m³となり、バックグラウンド濃度を加味した将来濃度(年平均値)に対する影響割合は、二酸化窒素で 2.8%、浮遊粒子状物質で 0.1%と予測され、環境保全目標「年平均値:周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」は達成されるものと考えます。予測した年平均値を日平均値(年間 98%値、2%除外値)に換算した結果は、二酸化窒素の日平均値の年間 98%値が 0.028ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の 2%除外値が 0.058mg/m³と予測されることから、環境保全目標「日平均値:二酸化窒素 0.04ppm、浮遊粒子状物質 0.10mg/m³を超えないこと。」は達成されるものと考えます。また、1時間値に関する最大着地濃度出現地点での建設機械の稼働に伴う影響濃度は、二酸化窒素で 0.0138ppm、浮遊粒子状物質で 0.0044mg/m³と予測されることから、環境保全目標「1時間値:二酸化窒素 0.2ppm、浮遊粒子状物質 0.20mg/m³を超えないこと。」は達成されるものと考えます。なお、工事の実施にあたっては、建設機械の稼動に伴う大気質への影響の更なる低減のため、排出ガス対策型建設機械の採用や建設機械の集中稼働を回避するなどの環境の保全
	のための措置を講じます。 <u>イ)工事用車両の走行</u> 工事用車両の走行に伴う大気質への影響割合は、二酸化窒素が最大で 0.22%、浮遊粒子状物質は 0.02%であり、影響の程度は著しいものではないことから、環境保全目標「年平均値:周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」は達成されるものと考えます。また、予測した年平均値を日平均値に換算した結果は、二酸化窒素の日平均値の年間 98%値が 0.027ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の 2%除外値が 0.058mg/m²と予測されることから、環境保全目標「日平均値:二酸化窒素 0.04ppm、浮遊粒子状物質 0.10mg/m²を超えないこと。」は達成されるものと考えます。なお、工事の実施に当たっては、工事用車両の走行に伴う大気質への影響の更なる低減のため、計画的な運行管理により工事用車両の集中を避けるとともに、アイドリングストップ等のエコドライブの実施を指導するなどの環境の保全のための措置を講じます。
	ウ)解体工事の実施 計画地内の既存建築物等に石綿を含有する可能性のある建材の使用が確認されており、 解体工事の実施に伴い石綿粉じんの発生・飛散のおそれが懸念されることから、既存建築 物等の解体工事にあたっては、「大気汚染防止法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」等の関係法令等に基づき届出を行い、飛散等のないよう適切な措置を講じた上で除去 していきます。 このように、解体工事の実施に当たっては、アスベストが飛散しないよう法令に基づき 適正な対応を実施することから、環境保全目標「石綿含有建材が使用されている場合、解 体時に飛散防止措置等が適切になされること。」は達成されるものと考えます。
	【供用時】 来園車両等の走行に伴う大気質への影響割合は、二酸化窒素が最大 0.09%、浮遊粒子状物質は 0.01%未満であり、影響の程度は著しいものではないことから、環境保全目標「年平均値:周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」は達成されるものと考えます。 また、予測した年平均値を日平均値に換算した結果は、二酸化窒素の日平均値の年間 98%値が 0.027ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の 2%除外値が 0.058mg/m³と予測されることから、環境保全目標「日平均値:二酸化窒素 0.04ppm、浮遊粒子状物質 0.10mg/m³を超えないこと。」は達成されるものと考えます。 なお、供用後においては、来園車両等の走行に伴う大気質への影響の更なる低減のため、施設管理者や施設利用者に対し駐車場におけるアイドリングストップや急発進・急加速、空でかしたしない第二またが高度では含めための世界を表現されませ

ぶかしをしない等、エコドライブの取組を促すなど環境の保全のための措置を講じます。

# 表8.1(5) 環境影響評価の結果

評価項目	評価
水質・底質	【工事中】
	現状では、地下水のモニタリング調査地点のうち1地点で、ベンゼンの濃度が環境基準を上回っていますが、有害物質の発生源と考えられる汚染土壌は計画地内での処理を計画しています。 汚染土壌の処理にあたっては、運搬時には覆いをする等、土壌汚染対策法に則った適切な手法を用いて工事を実施する計画です。 このように、工事中の汚染土壌の拡散防止等のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「湧水・地下水の水質において土壌汚染に関する有害物質が増加しないこと。」は達成できるものと考えます。
	【供用時】 本事業では、公園として供用するにあたり、計画地内の地形的特徴等からエリアを区分し、それぞれの特徴に合わせた活動方針及び土地利用を計画しています。 整備にあたっては、既存の地形や樹林地などを活かしたものとし、湧水・地下水の水質に影響を与えるような大規模な造成は行わない計画です。 公園管理や活動に使用される施設における水利用・排水処理については、公営上水道、公共下水道を利用する計画であり、湧水・地下水の水質に及ぼす影響はないものと予測します。
	なお、里山空間再生エリアには水田を整備し、農業体験活動に利用する計画としており、水田への用水は井戸を設け揚水した地下水を利用する計画としていますが、限定的な目的での利用とすることから、計画地及びその周辺の湧水・地下水の水質に及ぼす影響は少ないものと予測します。 さらに、井戸水の利用に当たっては、その水質に応じて適切な水処理を行います。また、遮水工封じ込めによる措置を行った場所では、土壌汚染対策法施行規則に基づき、地下水の水質の確認等を行います。 このように、環境の保全のための措置を適切に講じることで、環境保全目標「公園の利
	用用途に応じた水質が確保されること。」は達成できるものと考えます。
土壌	【工事中】 本事業では、計画地内にある汚染土壌については、運搬・処理にあたり土壌汚染対策法に基づいた手法で作業を実施し、汚染土壌の拡散の防止に努めます。また、造成に用いるため計画地外から搬入する土壌についても、搬入前に土の採取場所等の素性を明らかにするとともに、土壌汚染の有無を確認することで、新たな土壌汚染の発生防止に努めます。さらに、タンク内の汚染物質を含む残留水や堆積物についても、周辺環境に影響が無いよう適切な処理を行います。 以上のように、工事実施にあたっては、土壌汚染拡散を防止するための環境の保全のた
	めの措置を講じていくため、環境保全目標である「土壌中の汚染物質が人に摂取されない
騒音	こと。」は、達成されるものと考えます。  【工事中】  ア)建設機械の稼働  建設機械の稼働に伴う騒音レベル (LAS) の最大値は61dBと予測され、予測結果は環境保全目標である85dBを下回ることから、環境保全目標「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準である85dB以下とすること。」は達成されるものと考えます。  さらに、工事の実施に当たっては、低騒音型建設機械の使用や建設機械の集中稼動の
	回避などの騒音の影響低減に向けた環境の保全のための措置を講じます。

# 表8.1(6) 環境影響評価の結果

評価項目	評価
騒音	【工事中】
	イ)工事用車両の走行 本事業の工事用車両(大型車)の走行台数が最大になると考えられる工事開始後129ヶ月目の道路交通騒音レベル(LAeq)は、工事用車両の主要走行ルート上において最大で66dB、このうち、本事業の工事用車両及び来園車両等の走行による道路交通騒音レベルの増加分は、最大で1dBと予測します。 さらに、工事の実施に当たっては、計画的な運行管理による工事用車両の集中回避など、騒音の影響低減に向けた環境の保全のための措置を講じていくことから、環境保全目標「現在の状況から、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」は達成されるものと考えます。
	【供用時】 公園の全体供用後(平成 45 年度)の道路交通騒音レベル( $L_{Aeq}$ )は、来園車両等走行ルート上において平日の昼間は 55~66dB、来園車両等による道路交通騒音レベルの増加分は 1dB 未満、休日の昼間は 53~66dB、来園車両等による道路交通振動レベルの増加分は 1dB 未満と予測します。 さらに、公園の供用に際しては、公共交通機関の利用促進について周知し、マイカー利用の抑制に努め、騒音の影響低減を図るなど環境保全のための措置を講じていくことから、環境保全目標「現在の状況から、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」は達成されるものと考えます。
振動	【工事中】 ア)建設機械の稼働 建設機械の稼働に伴う振動レベル(L10)の最大値は61dBと予測され、予測結果は環境保全目標である75dBを下回ることから、環境保全目標「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準である75dB以下とすること。」は達成されるものと考えます。 さらに、工事の実施に当たっては、施工計画を十分に検討し建設機械の集中稼動の回避など、振動の影響低減に向けた環境の保全のための措置を講じます。
	イ) 工事用車両の走行 本事業の工事用車両(大型車)の走行台数が最大になると考えられる工事開始後129ヶ月目の道路交通振動レベル(L10)は、工事用車両の主要走行ルート上において最大で40dB、本事業の工事用車両及び来園車両等の走行による道路交通振動レベルの増加分は、最大で2.8dBと予測します。 さらに、工事の実施に当たっては、計画的な運行管理による工事用車両の集中回避など、振動の影響低減に向けた環境の保全のための措置を講じていくことから、環境保全目標「現在の状況から、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」は達成されるものと考えます。
	【供用時】 公園の全体供用後(平成45年度)の道路交通振動レベル(L10)は、来園車両等の走行ルート上において平日は最大39dB、来園車両等による道路交通振動レベルの増加分は最大0.6dB、休日は最大42dB、来園車両等による道路交通振動レベルの増加分は、最大1.0dBと予測します。 さらに、公園の供用に際しては、公共交通機関の利用促進について周知し、マイカー利用の抑制に努め、振動の影響低減を図るなど環境保全のための措置を講じていくことから、環境保全目標「現在の状況から、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」は達成されるものと考えます。

#### 表8.1(7) 環境影響評価の結果

	表8.1(/) 環境影響評価の結果 
評価項目	評価
安全	【工事中】 予測の結果、常時及び地震時とも最小安全率が基準安全率 [常時 1.5 以上、地震時 1.0 以上]を満足しており、土地の安定性は確保されるものと予測しました。 本事業では、計画地内に崖地が存在していることを踏まえ、斜面の崩壊による事故を防止するため、事前に十分な調査を行い、特に崖地近傍における建設機械の稼働にあたっては、必要な対策を実施の上、施工する計画であることから、環境保全目標「斜面の安定性が確保されていること。」は達成されるものと考えます。
	【供用時】 本事業では、計画地内に海食崖が存在していることを踏まえ、待受け擁壁や落石防護柵の設置や崖下部への人の立ち入りを物理的に防止することにより、一部供用開始後における公園利用者の安全が確保されるものと予測しました。また、供用後において、公園利用者の安全を確保するため、公園内の既存の吹付や法枠工等による対策箇所を含め、定期的に崖の状況を確認します これらのことから、環境保全目標「公園利用者の安全が確保されていること。」及び「公園外周斜面の崩壊により、公園区域外の土地に影響を及ぼさないこと。」は達成されるものと考えます。
地域社会	【工事中】 ア)工事用車両の走行に伴う交通混雑 工事用車両の走行に伴う交通ピーク時の交通混雑の程度は、交差点需要率の観点からは、いずれの交差点においても限界需要率を下回っているとともに、車線混雑度についてもいずれの車線においても 1.00 を下回っており、交通処理は可能であると予測します。 工事中は、土曜日や祝日の工事にあたっては、計画地周辺の交通状況を勘案し、工事用車両の走行時間や台数を調整するなどの配慮を講じていきます。 このように、工事期間中に環境の保全のための措置を講ずることで、環境保全目標「周辺交通に著しい影響を及ぼさないこと。」は達成されるものと考えます。  イ)工事用車両の走行に伴う交通安全(歩行者等の安全)
	工事用車両の走行に伴う歩行者等の安全については、仮設経路出入口となる国道357号及び市道長浜10号線の歩道を通行する歩行者等との交通事故の発生が懸念されます。 このため、工事用車両出入口や仮設経路出入口に誘導員を配置し、歩行者等の安全を確保します。 このように、工事期間中に環境の保全のための措置を講ずることで、環境保全目標「歩行者等の安全な通行が確保されること。」は達成されるものと考えます。
	【供用時】 ア)来園車両等の走行に伴う交通混雑 来園車両等の走行に伴う交通ピーク時の交通混雑の程度は、交差点需要率の観点からは、いずれの交差点においても限界需要率を下回っており、交通処理は可能であると考えます。 事業実施にあたっては、必要駐車台数を確保した駐車場を整備するとともに、路上に入庫待ちする車両が滞留することのないよう、駐車場入庫口に十分なスペースを確保するとともに、イベント等開催時など来園車両の増加が想定される場合は、必要に応じて臨時駐車スペースを確保します。 このように、計画立案時や公園供用後において、環境の保全のための措置を講ずることで、環境保全目標「周辺交通に著しい影響を及ぼさないこと。」は達成されるものと考えます

表8.1(8) 環境影響評価の結果

	公。 1 (6) 水坑が自口
評価項目	評価
地域社会	イ) 来園車両等の走行に伴う交通安全(歩行者等の安全)
	来園車両等の走行ルートである市道長浜 6 号線及び長浜 10 号線には、植栽帯が設け
	られたマウントアップされた歩道が整備されており、この他、曲線部にはガードレール
	が設置されています。一方、市道堀口 181 号線はマウントアップされた歩道が整備され
	ているほか、曲線部にはガードレールが整備されています。
	来園車両の駐車場出口に出庫灯を設置し歩行者等への注意喚起を図るなど、歩行者等
	の安全を確保します。
	このように、環境の保全のための措置を講ずることで、環境保全目標「歩行者等の安
	全な通行が確保されること。」は達成されるものと考えます。
景観	【供用時】
	ア) 地域景観の特性の変化
	本事業の事業計画では、既存の地形や樹林地などを活かしながら、公園利用に必要な
	範囲の造成を行う計画であり、計画地外周の緑地や計画地東側の旧海岸線の崖地は安全
	性を確保した上で保全する計画であるため、地域景観の特性に大きな変化はないと予測
	します。
	また、整備にあたっては可能な限り既存の地形や樹林地を活かす計画とするととも
	に、計画地内において斜面地の大規模な造成は行わないことから、環境保全目標である
	「周辺景観との調和を著しく損なわないこと。」は達成されるものと考えます。
	ノ) 主西な恥切地占みとの早知の亦ル
	<u>イ)主要な眺望地点からの景観の変化</u>   主要な眺望地点からの景観の変化については、遠景の眺望地点では、事業による景観
	工安な晩至地点が500京観の変化については、速泉の晩至地点では、事業による京観 の変化はほとんど見られないと予測します。
	<ul><li></li></ul>
	対象の脱茎地点については、公園施設として採用するにあたり、利たな施設等を設置  する計画ですが、可能な限り地形の改変を抑えるとともに、既存樹木を保全する計画で
	する計画ですが、可能な限り地形の収象を抑えることもに、既行樹木を採主する計画で   あることから、景観の変化を最小限に抑えられると予測します。
	めることがら、京観の変化を取り限に抑えられると F例します。
	また、利にに設置する地設等も同位と調和するようなノリインや、晩至や女主面に文    障をきたさない設置場所を検討する等、影響を低減できるよう配慮した計画としていき
	「
	ょぅ。   以上のように、計画段階から保全のための措置を講じていくことから、環境保全目標
	である「周辺景観との調和を著しく損なわないこと。」は達成されるものと考えます。